

生駒市規則第 1 1 号

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則

生駒市火災予防規則（平成 2 年 5 月生駒市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 7 条の 2 第 2 項」の次に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 6 条中「第 4 項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表中「条例第 2 3 条第 4 項第 2 号」を「条例第 2 3 条第 3 項第 2 号」に改める。

様式第 4 号中 「給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機」

「給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市火災予防規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、改正後の生駒市火災予防規則の規定により提出された様式とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。